平成２２年（フ）第８４６号
川崎市高津区溝口３丁目15番５号　マグノリア１―205
債務者　高田　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６６号
川崎市川崎区京町３丁目30番11号　ラベニュー京町202
債務者　和田　真一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
川崎市中原区新城中町14番14号　服部ビル202
債務者　佐藤美智代
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７２号
川崎市高津区千年66番地１　プラーズ千年101
債務者　伊藤　　一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
川崎市高津区千年66番地１　プラーズ千年101
債務者　伊藤麻紀子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０３号
川崎市多摩区中野島５丁目15番12号　ミングルＡＰアスタック弐番館　２Ｆ１
債務者　関　　洋朋
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０７号
川崎市多摩区宿河原６丁目26番22号　ひまわり荘７、前住所川崎市多摩区宿河原６丁目29番13―201号
債務者　深町　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
愛知県刈谷市小垣江町惣作８番地１　パレスカモメ１―１号、従前の住所愛知県稲沢市松下２丁目14番４号
債務者　長谷川良次
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５９０号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目17番28号
債務者　竹内　久仁
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９０号
神奈川県座間市四ツ谷878番地の３　ガーデンコートＳ　Ｖ―102号
債務者　相馬　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８８号
静岡県富士市浅間本町１番24号　ロイヤルタウン浅間409号、前住所静岡市駿河区小鹿195番地の４　ステラ小鹿107号
債務者　齊藤　暢志
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２０２７号
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目10番13号
債務者　古澤由記子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６号
静岡県富士市岩淵1290番地
債務者　丸山　隆令
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２８０号
静岡県富士宮市西町31番21号サンハイツ富士宮207
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３１２号
静岡県富士宮市大中里1720番地、前住所静岡県富士宮市黒田80番地の21
債務者　横山　千鶴（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部